3　前項の規定は、新租税特別措置法第十条の五第七項に規定する書類に前項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

4　施行日から附則第一条第十五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の五の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第三項第一号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、同項第二号中「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、「同号イ又はロに掲げる地域」とあるのは「同号に規定する地方活力向上地域」とする。

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十五条　新租税特別措置法第十条の五の四の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第六十六条　施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、同条第一項第十三号中「第十条の五の四第二項」とあるのは「前条第二項」と、同条第五項中「、第七号又は第十三号の二」とあるのは「又は第七号」と、同項第一号中「第十条の五の四第三項第五号」とあるのは「前条第三項第五号」と、同項第二号中「第十条の五の四第三項第七号」とあるのは「前条第三項第七号」と、同条第六項中「、第十条の四第六項及び前条第六項」とあるのは「及び第十条の四第六項」とする。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

2　新租税特別措置法第十三条の規定は、平成三十一年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧租税特別措置法第十三条の二第一項に規定する基準適合認定を受けた個人の同項に規定する適用年（平成三十年に限る。）の同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産及び施行日前に同項に規定する特例基準適合認定を受けた個人の同項に規定する特例認定適用年（平成三十年から平成三十二年までの各年に限る。）の同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（特定災害防止準備金に関する経過措置）

第六十八条　新租税特別措置法第二十条の二（第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同項第一号に規定する確認を受ける場合におけるその確認を受ける日の属する年分の所得税及び個人が施行日以後に同項第二号に規定する許可を取り消される場合におけるその取り消される日の属する年分の所得税について適用する。

（農業経営基盤強化準備金等に関する経過措置）

第六十九条　新租税特別措置法第二十四条の二及び第二十四条の三（新租税特別措置法第二十四条の二第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同号に規定する農用地等の同号に規定する取得等をする場合におけるその取得等をする日の属する年分の所得税について適用する。

（青色申告特別控除に関する経過措置）

第七十条　新租税特別措置法第二十五条の二の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人のその承認を受けている年分（平成三十二年分に限る。）の所得税に係る新租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類については、当該個人が平成三十二年における当該帳簿書類の備付けを開始する日において当該帳簿書類に係る電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けていない場合であって、同日の三月前の日が、当該帳簿書類に係る同法第七条第一項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出がされた日又は同法第八条第二項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた日以後一年以内の日でない場合には、新租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号中「その年における前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものにあつては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第七十条第二項の規定により読み替えられた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第六条第一項（同法第九条において準用する場合を含む。）の規定による申請に基づき同法第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものに係る同法第二条第三号に規定する電磁的記録の備付けを開始する日から平成三十二年十二月三十一日までの間における当該帳簿書類にあつては」と、「同法第二条第三号」とあるのは「同号」とし、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条第一項及び第五条第一項中「最初の記録段階から一貫して」とあるのは「平成三十二年において電磁的記録の備付けを開始する日から一貫して」と、同法第六条第一項及び第五項第一号中「国税関係帳簿の備付けを開始する日」とあるのは「国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けを開始する日」として、これらの法律の規定を適用することができる。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）

第七十一条　新租税特別措置法第二十六条（第二項第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

（家内労働者等の事業所得等の特例に関する経過措置）

第七十二条　新租税特別措置法第二十七条の規定は、平成三十二年分以後の所得税について適用し、平成三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第七十三条　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の七第一項に規定する土地等の交換又は譲渡については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第七十四条　新租税特別措置法第三十七条の十四第五項（第二号及び第四号に係る部分を除く。）、第十項から第十六項まで及び第二十七項の規定は、平成三十一年一月一日以後に同条第五項第一号に規定する提出をする同号に規定する非課税口座簡易開設届出書について適用する。

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第七十五条　新租税特別措置法第四十条第三項の規定は、施行日以後にされる同条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同号に規定する財産の譲渡について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第四十条第五項に規定する財産の譲渡については、なお従前の例による。

（国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税に関する経過措置）

第七十六条　個人が平成三十一年一月一日前に行った旧租税特別措置法第四十条の二第二項に規定する重要有形民俗文化財の譲渡については、なお従前の例による。